

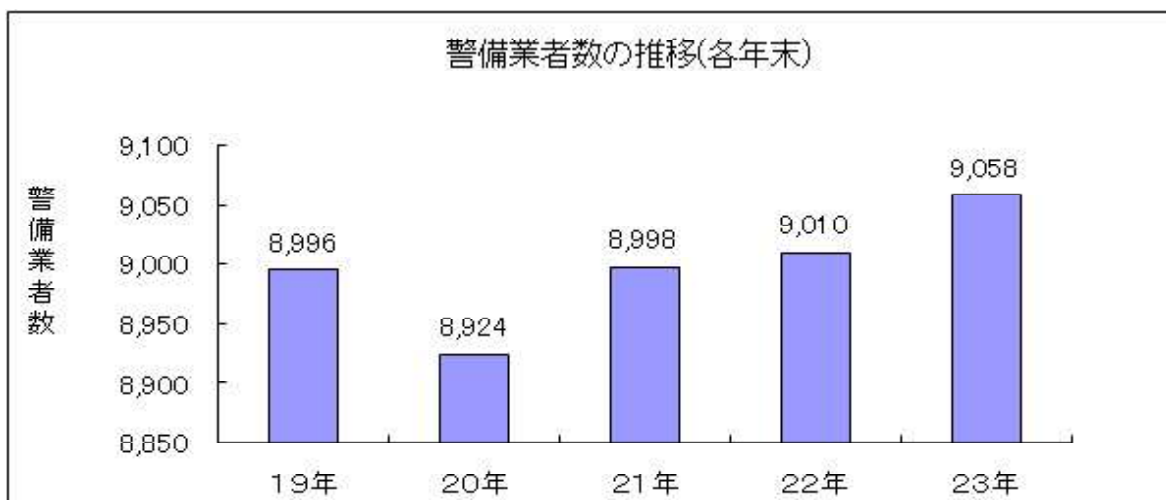
平成23年における  
警備業の概況

警察庁生活安全局生活安全企画課

# 1 警備業者等の状況

## (1) 警備業者の状況

警備業者（4条業者）数は、平成23年12月末現在、9,058業者で、前年より48業者（0.5%）増加しており、昭和47年11月の警備業法施行当時（775業者）と比べると、11.7倍となっている。



## (2) 警備員の状況

### ア 警備員数及びその雇用別の年別推移

警備員数は、平成23年12月末現在、53万1,111人で、前年より、4,957人（0.9%）減少しているが、警備業法施行当時（4万1,146人）と比べると12.9倍となっている。

警備員の雇用別状況では、常用警備員は43万1,446人で、前年より1,748人（0.4%）減少し、臨時警備員は9万9,665人で、前年より3,209人（3.1%）減少している。警備員総数に占める臨時警備員の割合は、18.8%であり、前年より0.4ポイント減少している。



### 雇用別警備員数の年別推移（各年末）

年次 区分	19年	20年	21年	22年	23年
総 （指 数）	494,110 (100)	512,331 (104)	540,554 (109)	536,068 (108)	531,111 (107)
常用警備員 （指 数）	398,072 (100)	414,234 (104)	435,889 (110)	433,194 (109)	431,446 (108)
臨時警備員 （指 数）	96,038 (100)	98,097 (102)	104,665 (109)	102,874 (107)	99,665 (104)
臨 時 — （%） 総 数	19.4	19.1	19.4	19.2	18.8

#### イ 警備員の男女別・雇用別状況

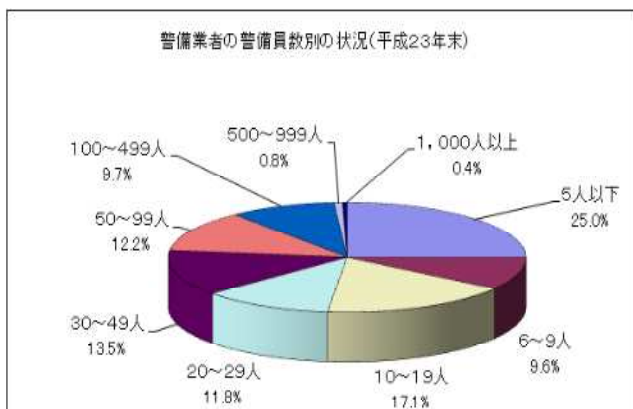
警備員のうち、女性の警備員は2万6,807人で、全警備員数の5.0%を占めている。

#### 警備員の男女別・雇用別状況（平成23年末）

男女別 区分	警備員総数	常用警備員	臨時警備員	臨時警備員の割合(%)
警備員総数	531,111	431,446	99,665	18.8
男性警備員	504,304	411,907	92,397	18.3
女性警備員	26,807	19,539	7,268	27.1
女性警備員の割合(%)	5.0	4.5	7.3	—

#### ウ 警備業者の警備員数別状況

警備業者の警備員数別状況は、警備員数100人未満の警備業者が8,076業者で、全体の89.2%を占めている。

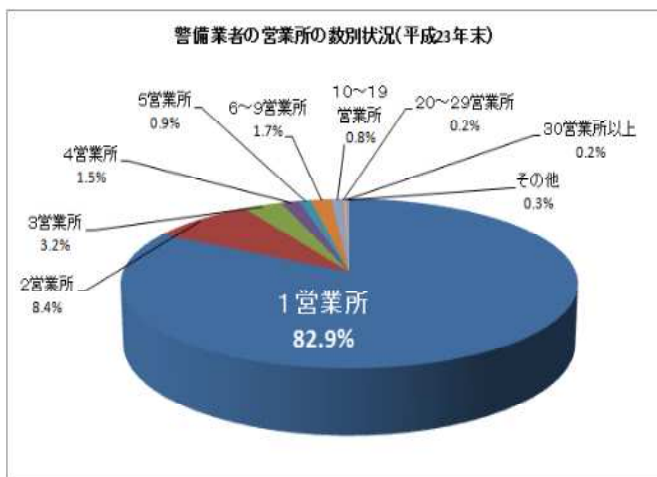


警備員数	警備業者数	構成比
5人以下	2,267	25.0%
6~9人	869	9.6%
10~19人	1,552	17.1%
20~29人	1,068	11.8%
30~49人	1,219	13.5%
50~99人	1,101	12.2%
100~499人	875	9.7%
500~999人	69	0.8%
1,000人以上	38	0.4%

### (3) 警備業者の営業所の数別状況

平成23年12月末における全国の警備業者（9,058業者）が全国の都道府県に設けている営業所の総数は1万4,161営業所である。

警備業者の営業所数別状況では、主たる営業所のみ設けている警備業者は7,508業者で、全体の82.9%、営業所の数が5以下の警備業者（廃業又は所在不明の業者を含む。）は8,799業者で、全体の97.1%を占めている。



営業所数	警備業者数	構成比
1営業所	7,508	82.9%
2営業所	763	8.4%
3営業所	286	3.2%
4営業所	135	1.5%
5営業所	83	0.9%
6～9営業所	152	1.7%
10～19営業所	74	0.8%
20～29営業所	17	0.2%
30営業所以上	16	0.2%
その他	24	0.3%

注：営業所数の「その他」とは、廃業又は所在不明の業者である。

### (4) 警備業者の他の都道府県における警備業務実施状況

平成23年12月末現在、警備業者が認定を受けた都道府県以外の都道府県において警備業務を実施している状況を見ると、警備業法第9条前段の規定による届出をして他の都道府県に営業所を設けている警備業者（9条前段業者）は延べ2,493業者で、前年に比べ11業者増加し、同条後段の規定による届出をして他の都道府県において警備業務を実施している警備業者（9条後段業者）は延べ3,992業者で、前年に比べ153業者増加している。

#### 警備業者の他の都道府県における警備業務実施状況（平成23年末）

種別	業者数	前年比
4条業者	9,058	+48
9条前段業者	2,493	+11
9条後段業者	3,992	+153

注：4条業者とは、認定を取得した都道府県の区域内に主たる営業所を設けている警備業者をいう。

(5) 警備業務の区分ごとの警備業者の状況

警備業務の区分ごとの警備業者の状況は、下表のとおりである。

警備業務の区分ごとの警備業者の状況（平成23年末）

警備業者数等		警 備 業 者 数	構 成 比
区 分			
総 数		9,058	—
1 号	施 設	5,911	65.3%
	巡 回	1,422	15.7%
	空 港 保 安	102	1.1%
	機 械	741	8.2%
	住宅を対象	515	5.7%
	住宅以外を対象	670	7.4%
	総 計	6,617	73.1%
2 号	交 通 誘 導	5,804	64.1%
	雑 踏	3,188	35.2%
	総 計	6,469	71.4%
3 号	貴重品運搬	517	5.7%
	現金輸送	436	4.8%
	現金輸送以外の貴重品運搬	242	2.7%
	核燃料物質等運搬	7	0.1%
	そ の 他	17	0.2%
	総 計	680	7.5%
4 号	緊急通報サービス	131	1.4%
	緊急通報サービス以外	308	3.4%
	総 計	561	6.2%

注1：警備業者が2以上の警備業務を実施している場合は、その警備業務ごとにそれぞれ1として計上しているため、「総数」と各号の「総計」の和は一致しない（「総数」及び各号ごとの「総計」については複数計上していない。）

2：表中の「巡回」警備業務とは、複数の警備業務対象施設を車両等で巡回するなど、警備業務対象施設に常駐せずに盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。

3：表中の「現金輸送」警備業務とは、貴重品運搬警備業務のうち現金の運搬に係るものをいう。

4：表中の3号警備業務の「その他」とは、一般の危険物などの運搬警備業務をいう。

5：表中の4号警備業務の「緊急通報サービス」とは、隔地の人の身边に備えた機器を通じて、その身体に対する危害の発生を警戒し、防止する業務をいう。

6：「構成比」は、各種別の警備業務を行う警備業者の数の警備業者の総数に対する百分比である。

7：警備業者の認定を受けた都道府県における営業所だけでなく、他の都道府県を含む全国の営業所に係る警備業務の種別を計上している。

## (6) 機械警備業の状況

### ア 概要

機械警備業者数は平成23年12月末現在、741業者で、前年より9業者(1.2%)減少している。

機械警備業務の対象施設数は262万8,574箇所、前年より4万8,708箇所(1.9%)増加している。



### 機械警備業者の基地局・対象施設数等の年別推移(各年末)

区 分	年 次	19年	20年	21年	22年	23年
	基地局数 (指数)		1,037 (100)	1,017 (98)	1,000 (96)	952 (92)
待機所数 (指数)		9,915 (100)	10,055 (101)	10,248 (103)	10,046 (101)	9,604 (97)
専従警備員数 (指数)		34,891 (100)	33,392 (96)	34,709 (99)	34,288 (98)	33,129 (95)
うち基地局勤務員数 (指数)		5,235 (100)	6,048 (116)	5,490 (105)	5,633 (108)	5,347 (102)
専用巡回車数 (指数)		15,476 (100)	15,409 (100)	14,707 (95)	14,180 (92)	15,136 (98)
対象施設数 (指数)		2,014,223 (100)	2,115,380 (105)	2,470,462 (123)	2,579,866 (128)	2,628,574 (131)

## イ 機械警備業者 1 業者当たりの状況

機械警備業者 1 業者当たりの状況は、下表のとおりである。

機械警備業者 1 業者当たりの状況（平成23年末）

区 分	総 数	1 業 者 当 たり
機 械 警 備 業 者 数	741	—
基 地 局 数	939	1.3
待 機 所 数	9,604	13.0
専 従 警 備 員 数	33,129	44.7
うち 基地局勤務員数	5,347	7.2
専 用 巡 回 車 数	15,136	20.4
機 械 警 備 業 務 対 象 施 設 数	2,628,574	3,547.3

## ウ 機械警備業者の即応体制の整備状況

過去 5 年間ににおける機械警備業者の即応体制の整備状況の推移は、下表のとおりである。

平成23年12月末の即応体制の整備状況をみると、1 業者当たりの対象施設数は 3,547施設で、前年より107施設（3.1%）増加、1 待機所当たりの対象施設数は 274施設で、前年より17施設（6.6%）増加、専従警備員 1 人当たりの対象施設数は 79施設で、前年より 4 施設（5.3%）増加、専用巡回車 1 台当たりの対象施設数は 174施設で、前年より 8 施設（4.4%）減少であった。

即応体制の整備状況の年別推移（各年末）

区 分 \ 年 次	1 9 年	2 0 年	2 1 年	2 2 年	2 3 年
1 業 者 当 たり の 対 象 施 設 数 (指 数)	2,559 (100)	2,737 (107)	3,277 (128)	3,440 (134)	3,547 (139)
1 待 機 所 当 たり の 対 象 施 設 数 (指 数)	203 (100)	210 (103)	241 (119)	257 (127)	274 (135)
専 従 警 備 員 1 人 当 たり の 対 象 施 設 数 (指 数)	58 (100)	63 (109)	71 (122)	75 (129)	79 (136)
専 用 巡 回 車 1 台 当 たり の 対 象 施 設 数 (指 数)	130 (100)	137 (105)	168 (129)	182 (140)	174 (134)

## 2 検定等の実施状況

### (1) 検定合格証明書の交付状況

警備員等の検定制度は、平成16年改正警備業法施行により、都道府県公安委員会が学科試験及び実技試験を行う方法（直接検定）と登録講習機関の行う講習会の課程を修了した者に対して学科試験及び実技試験を免除して行う方法とにより行われている。

改正後の検定合格証明書の交付状況は、1級検定が延べ2万1,534人、2級検定が延べ16万6,775人であり、1級検定取得者の全警備員に占める割合は、4.1%、2級検定取得者の全警備員に占める割合は、31.4%である。

検定合格証明書の交付状況（平成23年末）

種別 級別	空港	施設	雑踏	交通	核燃料物質等	貴重品	計
1級検定取得者（累計）	3,676	4,809	4,271	5,140	125	3,513	21,534
平成23年中	301	753	1,389	459	16	448	3,366
2級検定取得者（累計）	6,429	37,312	23,569	72,495	479	26,491	166,775
平成23年中	577	4,397	4,006	6,493	34	1,716	17,223

注：平成16年改正警備業法施行で新しく規定された検定合格証明書の交付は、平成18年から実施している。

### (2) 警備員指導教育責任者資格者証等の交付状況

#### ア 警備員指導教育責任者資格者証の交付状況

警備業務の区分ごとの警備員指導教育責任者資格者証の交付状況は、下表のとおりである。

警備員指導教育責任者資格者証の交付状況（平成23年末）

区 分	1号	2号	3号	4号	計
交 付 累 計 数	54,625	39,770	17,732	14,086	126,213
平 成 2 3 年 中	5,414	4,069	2,120	1,597	13,200

#### イ 機械警備業務管理者資格者証の交付状況

機械警備業務管理者資格者証の交付状況は、下表のとおりである。

機械警備業務管理者資格者証の交付状況（平成23年末）

種 別	件 数
交 付 累 計 数	21,471
平 成 2 3 年 中	526



### 3 その他

#### (1) 警備業法等違反検挙件数の年別推移

最近5年間における警備業法等違反検挙件数の状況は、下表のとおりである。

警備業法等違反検挙件数の年別推移（各年中）

区分	19年	20年	21年	22年	23年
警備業者	25	23	18	14	17
警備業者以外	4	9	3	4	4
合計	29	32	21	18	21

注：警備業者による違反件数・検挙件数には、他法令違反を含む。

#### (2) 警備業者に対する行政処分の実施状況

最近5年間における警備業者に対する行政処分の実施状況は、右図のとおりである。

平成23年中における警備業者に対する行政処分の実施状況をみると、指示が322件、営業停止が25件、認定の取消しが2件の総数349件であり、前年より7件（2.0%）減少した。



#### (3) 警備業者及び警備員に対する表彰状況

警備業者及び警備員の警察活動に対する協力に対し、平成23年中において警察署長等が表彰した件数は、下表のとおりである。

警備業者及び警備員の協力に対する表彰状況（平成23年中）

協力内容	区分	総数	警備業者	警備員	
				うち勤務中	
総数		73	6	67	65
通報	刑法犯	18		18	18
	特別法犯	2		2	2
検挙現場での協力	刑法犯	25	4	21	21
	特別法犯	8		8	8
私人の現行犯逮捕	刑法犯	10		10	10
	特別法犯	3		3	3
その他		7	2	5	3

注：表中「その他」とは、犯罪の未然防止、保護、人命救助等によるもの。

#### (4) 売上高

売上高の総額は、平成23年末に社団法人全国警備業協会が、8,089業者を対象に調査したところによると、3兆2,675億3,526万円であった。